

# 令和8年度 経営所得安定対策等のあらまし

## 令和8年度の主な変更点

### ① 産地交付金（県設定）助成内容の見直し

- ・ 飼料用米の複数年契約の継続取組分に加え、単年契約を含めた新規契約分を支援対象とします。
- ・ 米粉用米の生産性向上メニュー取組助成を新設します。
- ・ WCS用稲の新規拡大分に加え、継続作付分も支援対象とします。

### ② 一般品種による飼料用米への取組に対する支援の見直し

- ・ 一般品種での飼料用米の取組に対する数量払について、令和8年産は標準単価が6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）に引き下げられました。  
※一般品種：多収品種(えみゆたか、ゆたかまる(特認))以外の品種

### ③ 畑地化促進事業（国庫）の支援単価の見直し

- ・ 畑地化支援の支援単価が7.0万円/10aに引き下げられました。

### ④ コメ新市場開拓等促進事業の助成対象の見直し

- ・ 対象作物に酒造好適米が追加されました（支援単価：契約年数に応じて最大3.0万円/10a、1年当たり1.0万円/10a×最大3年間）。
- ・ 酒造好適米を除く対象作物において、多収品種加算（多収品種を作付けする場合は支援単価に0.5万円/10aを加算）が新設されました。
- ・ 米粉用米でパン・めん専用品種の限定が廃止され、対象が拡大されました。

### ⑤ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の交付単価の改定

- ・ 数量払の交付単価が改定されました（令和8年産～）。

## このチラシに関するお問い合わせは

青森県農林水産部農産園芸課

017-734-9479

青森県農業協同組合中央会

017-729-8762

東北農政局青森県拠点地方参事官室

017-777-3512

または、関係する市町村、JA等までお願いします。

# 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【対象農地】水田、畑地

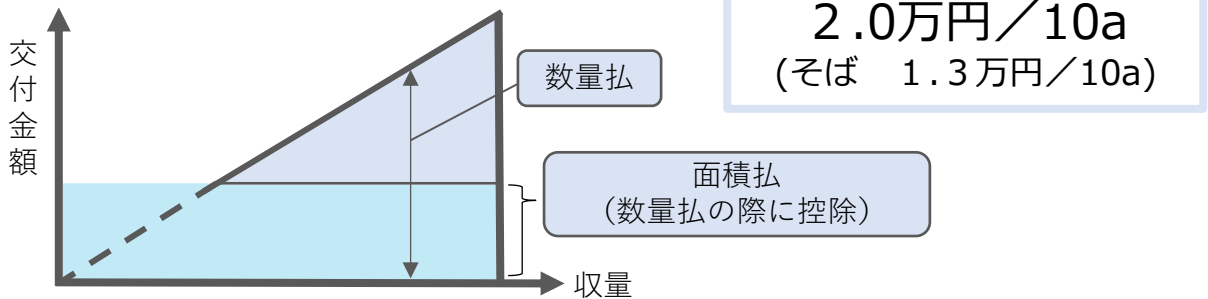
【対象者】認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模は要件としません）

数量払		交付単価は品質に応じて増減	
対象作物	令和8年産～の平均交付単価		
	課税事業者向け単価	免税事業者向け単価	
小麦	5,590円/60kg	6,000円/60kg	
大豆	10,340円/60kg	10,910円/60kg	
そば	15,930円/45kg	16,730円/45kg	
なたね	6,410円/60kg	6,820円/60kg	

面積払（営農継続支払）

当年産の作付面積に応じて交付

〈畑作物の直接支払交付金のイメージ〉



# 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

【対象者】認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模は要件としません）

※ 米の場合

集出荷業者へ出荷：令和8年6月30日までに事前契約が必要です。

直接販売：令和8年6月30日までに販売計画の作成が必要です。

【支援内容】米、麦、大豆を対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。

※ 補てん額は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるため、農業共済とのセット加入がお勧めです。

【積立金】補てんの財源は、加入者と国が1対3の割合で負担します。

※ 収入保険とは重複加入できません。また、積立金は掛け捨てではありません。

# 水田活用の直接支払交付金

【対象者】 販売農家、集落営農

## 戦略作物助成

対象作物	交付単価（10a当たり）
麦、大豆、 飼料作物	3.5万円 (多年生牧草について、当年産において、 は種を行わず収穫のみを行う年は、1.0万円)
WCS用稲	8.0万円
加工用米	2.0万円
飼料用米、 米粉用米	数量に応じ5.5万円～10.5万円 (一般品種での飼料用米の取組は5.5万円～7.5万円)

＜飼料作物（牧草）のは種について＞

- ① 牧草について、当年には種から収穫まで実施し、3.5万円/10aの交付を受けるには、適正は種量（各地域農業再生協議会で設定）をは種した面積が対象となります。
- ② 多年生牧草について、同一ほ場に対して前年産から2年連続しては種する場合は、地域農業再生協議会がは種の妥当性を認めるものに限り、3.5万円/10aの交付単価とすることとし、妥当性が認められない場合は、1.0万円/10aの交付単価とします。

＜一般品種での飼料用米の取組に対する支援について＞

令和8年産は、一般品種での飼料用米の取組に対する交付単価が引き下げられます。

※ 多収品種（えみゆたか、ゆたかまる（特認））での飼料用米の取組は、従来どおり数量に応じ5.5万円～10.5万円/10aとなります。

## 経営所得安定対策等への申請に当たっての留意事項

### 【適切な生産を行っていない場合、交付金が交付されません】

交付対象の作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるよう生産することが原則です。

品目ごとに設定されている基準を満たさず、自然災害等の合理的な理由がないなど、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断された場合には、交付金は交付されません。

また、既に交付済みの場合は、交付金を返還していただくこととなります。

## 産地交付金

今後、国と協議を行うため、内容が変更となる場合があります。

### 【 県 段 階 】

	対象作物等	要 件	単価 (10a当たり)	
県 設 定	飼料用米 (多収品種)	複数年契約助成	・ 3年以上の複数年契約 (令和6年度、令和7年度からの継続分) ・ 多収品種・生産性向上の取組	12,000円
		生産性向上メニュー 取組助成	・ 令和8年度からの新規契約分 (単年契約を含む) ・ 多収品種・生産性向上の取組	12,000円
	米粉用米	・ 生産性向上の取組	12,000円	
	新市場開拓用米 (輸出用米等)	・ 生産性向上の取組	12,000円	
	WCS用稲	・ 生産性向上の取組	12,000円	
	大豆 (拡大分)	・ 作付面積の新規拡大 【要件】主食用米以外の水稻への輪作を 実施 (前年大豆作付ほ場の2割以上)	12,000円	
	子実用とうもろこし (飼料用・拡大分)	・ 作付面積の新規拡大	12,000円	
国 設 定	そば、なたね、新市場開拓用米 (基幹作)	—	20,000円	
	新市場開拓用米 (複数年契約)	・ 3年以上の複数年契約 (令和8年からの新規契約分) ・ コメ新市場開拓等促進事業で採択 された者を対象	10,000円	

※ 県設定の単価については、目安の単価であり、予算の配分や本県の取組実績により、単価が変更となる場合があります。

### 【 地 域 段 階 】

地域ごとの対象作物や交付単価、取組内容は、関係する市町村・JA等にお問い合わせください。

## 畑地化促進助成

- ・ 子実用とうもろこし支援 (1万円/10a)

水田農業高収益化推進計画が策定されている産地における子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援します。

# 畑地化促進事業

【対象者】 販売農家、集落営農

① 畑地化支援

水田の畑地化に取り組み、5年以上継続して畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）を作付する場合に支援します。

② 定着促進支援

当年産からの畑地化支援の取組に対し、5年間、定着に向けて支援します。

対象作物	支援単価	
	畑地化支援	定着促進支援
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、 子実用とうもろこし、そば、 野菜、果樹、花き等)	7.0万円/10a (※1、2)	2.0(3.0)万円/10a×5年間 または10.0(15.0)万円/10a一括払 ※()内単価は加工・業務用野菜等の 場合

※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指します。

※2 令和8年度における取組が対象です。

③ 土地改良区決済金等支援

令和8年度に畑地化に取り組み、土地改良区に地区除外決済金等を支払う必要が生じた場合に支援します。（ただし上限25万円/10a）

【注意事項】

畑地化促進事業（畑地化支援、定着促進支援）は、取組開始年から5年間継続して販売を目的とした作物の生産を行う必要があります。

## 新市場開拓用米新規拡大支援事業（県単）

【対象者】 販売農家、集落営農

新市場開拓用米(輸出用米)の新規作付拡大分に対して支援します。

また、国による本支援と同額の追加的支援を行う都道府県連携型助成を申請予定であり、採択された場合、合わせて1万円/10a以内の支援を見込んでいます。

対象作物	交付対象面積	交付単価
新市場開拓用米	作付面積の新規拡大分	5,000円/10a以内

※ 交付単価は目安であり、取組実績により単価が変更となる場合があります。

※ 過去2か年の作付面積の大きい年を基準年とし、基準年に対する令和8年産の作付面積の拡大分（10a以上）に対して支援を行います。

## 不適正流通の防止

### 【加工用米及び新規需要米※の用途外使用は違反です】

※新規需要米・・・飼料用米、米粉用米、WCS用稲、  
新市場開拓用米（輸出用米等）など

違反となる例：

- ・加工用米や新規需要米を主食用米として販売
- ・WCS用稲を主食用米として収穫し販売
- ・主食用米の「ふるい下米」を飼料用米として出荷
- ・他者から購入した米や、主食用米を飼料用米に水増し

### 不適正な流通が確認された場合

- ① 名称（氏名）・住所及び違反事実の公表
- ② 当年産の全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還、申請中の場合は不交付
- ③ 一定期間、加工用米や飼料用米等の取組を認めない

また、食糧法や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

## みどりチェック(環境配慮のチェック・要件化)について

### 【みどりチェックは経営所得安定対策等の必須要件です】

「みどりチェック」は、農林水産省の全ての補助事業等において、チェックシート方式により、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化するものです。

令和8年度までは試行実施期間、令和9年度から本格実施となります。

#### <みどりチェックの流れ>

- ・事業の申請時、チェックシートにチェックを付けて提出
  - ・取組を実践した上で、事業報告時にもチェックシート提出
- ※ チェックシートの様式や提出のタイミングは事業によって異なります。
- ※ 事業完了後、国の担当者が、現地での目視・聞き取り等により、取組内容を確認する場合があります。